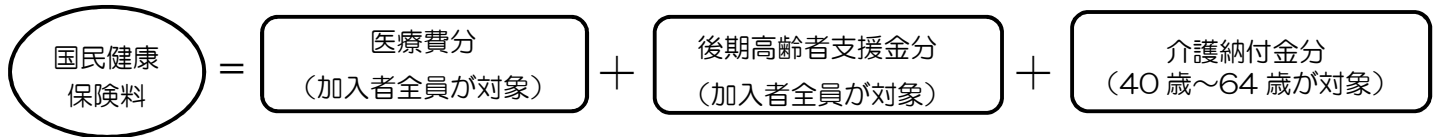


令和4年度阪南市国民健康保険の保険料を改定します

国民健康保険（国保）は、同じ地域に住む人たちが相互扶助の精神に基づいて、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、保険料を出し合いお互いに助け合う制度です。その保険料は、国保加入者がお互いの医療について支え合う「医療費分」と、後期高齢者医療を支える「後期高齢者支援金分」、介護保険を支える「介護納付金分」の3つで構成されています。



【保険料の算出について】

平成30年4月からは、大阪府と市町村が共同保険者となって財政運営を行っています。それに伴い、大阪府が示す市町村標準保険料率を採用したことにより、被保険者間の負担の公平性が確保されることになりました。

◆令和4年度の保険料率◆

区 分		令和3年度	令和4年度（改定後）	増減
医療費分	①所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 8.62%	料率 8.71%	+0.09%
	②均等割 加入者1人あたりの金額	30,640円	31,854円	+1,214円
	③平等割 1世帯あたりの金額	31,870円	32,105円	+235円
	保険料	①+②+③		
	最高限度額（変更していません）	630,000円	630,000円	変更なし
後期高齢者支援金分	④所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 2.73%	料率 2.66%	▲0.07%
	⑤均等割 加入者1人あたりの金額	9,478円	9,426円	▲52円
	⑥平等割 1世帯あたりの金額	9,858円	9,500円	▲358円
	保険料	④+⑤+⑥		
	最高限度額（変更していません）	190,000円	190,000円	変更なし
介護納付金分	⑦所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 2.47%	料率 2.48%	+0.01%
	⑧均等割 加入者1人あたりの金額	18,213円	18,306円	+93円
	⑨平等割 1世帯あたりの金額	0円	0円	変更なし
	保険料	⑦+⑧+⑨		
	最高限度額（変更していません）	170,000円	170,000円	変更なし

（注）基準総所得金額とは、世帯内の国保加入者ごとの総所得金額から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を引いた合算金額のことです。

○低所得者に対する保険料軽減（政令軽減）について

国民健康保険料は、所得に応じて均等割・平等割を7割・5割・2割軽減することになっています。

令和4年度の基準額は、以下のとおりです。

【2割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 52万円 × 被保険者数

【5割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 28.5万円 × 被保険者数

【7割軽減】 基準額 43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円

（注）給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等に係る所得を有する者のことです。

○未就学児に係る均等割の減額について

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和4年度から国民健康保険に加入している未就学児（6歳に達する日以後の3月31日までの間にある方）に係る均等割の2分の1を減額します。なお、均等割について、既に政令軽減が適用される世帯については、政令軽減後の均等割の2分の1を減額します。

（お問い合わせ先）阪南市役所 保険年金課 国民健康保険担当（内線 2294・2267）